

特定非営利活動法人手術を受けた子どもの成長支援 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人手術を受けた子どもの成長支援という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市上京区西三本木通荒神口下る上生洲町 197-1 青蓮会館に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、手術を受けた子どもが健康な子どもと同じように学校生活・社会生活を制限なく過ごせるよう支援し、子どもたちと一般市民が共に健やかに生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 手術後の健康管理に関する相談対応と情報共有
 - ② 手術を必要とする子どもの病気に関する啓発事業
 - ③ 手術後の健康に関する調査研究を行い、子どもの保健・医療の増進を図る事業
 - ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人は次の会員を置く。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人および団体。正会員をもって特定非営利法人活動法上の社員とする。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助する目的に入会した個人または団体。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面により本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡、もしくは失踪宣言を受け、または会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会等)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。この場合その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法ならびにこの法人の定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上 6名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名以上2名以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とし、再任することができる。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反のほか役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第 19 条 役員に報酬を与えることができる。ただし、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員により構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告および決算
- (5) 監事の選任および解任
- (6) 役員の報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) そのほか運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づき監事が招集するとき

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができ、この場合において、前2条および第50条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の機成)

第30条 理事会は、理事により構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して、書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事の招集の請求

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは

は電磁的方法により表決することができ、この場合において前条第2項および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名押印しなければならない。

第7章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) そのほかの収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費の使用は、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸貸対照表および活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産の帰属は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから、総会において選定する。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、法人の設立の日から施行とする。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	岩井 直躬
副理事長	岩田 譲司
理事	井上 勝裕
理事	佐々木 康成
理事	出口 英一
監事	後藤 幸勝
監事	東道 伸二郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の入会金および年会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員(個人・法人)	0 円
	賛助会員(個人・法人)	0 円
(2) 年会費		
	正会員(個人)	5,000 円
	正会員(法人)	1 口 10,000 円 1 口以上
	賛助会員(個人)	1 口 5,000 円 1 口以上
	賛助会員(法人)	1 口 50,000 円 1 口以上

これは、当法人の定款に相違ありません。

京都市上京区西三本木通荒神口下る上生洲町 197-1 青蓮会館

特定非営利活動法人手術を受けた子どもの成長支援

理事 岩井 直躬 印